

堺市上下水道事業管理者 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

適正賃金の確保に係る確認書（契約内容の確認）

下記の工事について、当社が落札決定を受けた場合は、労働関係法令等を遵守するとともに、次の内容について誠実に履行すること及び工事請負契約の契約内容とすることを確認します。

記

工 事 名	
-------	--

（適正賃金の確保に向けた取組）

- ・当社は、適正な労働環境の確保に努めるとともに、様式第 8－2 号のとおり従事労働者に適正な賃金（以下「適正賃金」という。）を支払います。
- ・一次下請負人等との契約に当たっては、適正賃金について十分に説明を行い、適正賃金支払の確保及び貴市の調査に協力することについての相手方の承諾を得ることを条件に下請契約を締結します。
- ・全ての従事労働者に適正賃金の支払がなされるように、上記承諾を条件に、再下請契約を締結することを、下請負人等に指導します。

（従事労働者の申出があった場合）

- ・従事労働者（下請負人等に雇用されている場合も含む。）から、適正賃金の不払いについて申出があった場合は、当社の責任において、当該労働者の賃金報告書を貴市に提出します。また、当該労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いはい行いません。
- ・貴市が、適正賃金の支払確認のために調査を行う場合は、下請負人等への指導も含め、全面的に協力します。
- ・貴市が、労働基準監督署等の監督官庁に通報を行っても異議はありません。

（発注者の解除権の特則）

- ・当社が、従事労働者への適正賃金の支払、下請負人等への指導、賃金報告書の提出を行わなかった場合に、貴市が、受注者の責めによる債務不履行として当該工事請負契約を解除したとしても、異議はありません。

（社会保険の加入に関する下請指導）

- ・労働環境の改善及び事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づく下請負人等への指導を一層徹底するとともに、下請契約に当たって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう働きかけます。

※「適正賃金」は、当該労働者の経験、技術力、労働市場における需給状況、同一地域及び同一職種における一般的な賃金等を含め、総合的に勘案する。この際、最も信頼できる基準額として、国土交通省が定める公共工事設計労務単価を参考とする。

※「従事労働者」とは、公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る現場労働者をいう。

※「下請負人等」とは、公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る現場労働者を雇用する全ての事業者をいう。